令和５年10月から本部業務部内の課の体制・担当業務が変わります

当健康保険組合本部業務部では、令和５年９月現在、業務管理課、業務第一課～第三課の４課体制としており、業務第一課～第三課において、加入員の資格記録や保険料等にかかる適用業務並びに傷病手当金や出産、高額療養費等にかかる給付業務を担当しております。職員は事業所記号順に複数の事業所を担当し、担当する事業所にかかる適用・給付業務をすべて受け持つ形をとっております。

近年、届出方式の多様化や制度改正に伴う処理・記録管理の複雑化、加入者増に伴う届書・申請書の増などにより業務量が増加しており、令和４年度において増員等を実施してきておりますが、給付金支払処理に要する期間の大幅な短縮などの明確な効果が表れていない状況です。

一職員の担当する業務の範囲をより限定して専門性を高めるとともに、事務処理の迅速化・効率化を実現するため、令和５年10月から下記のとおり、業務部の組織体制を変更いたします。適用・給付業務にかかるお問い合わせや、組合側からの確認のお電話、連絡等につきましては、各担当課にて対応させていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたます。

＜～令和５年９月＞		＜令和５年10月～＞	
業務管理課	→	業務管理課	レセプト点検、保険料徴収等
業務第一課		適用課	資格記録・標準報酬月額にかかる処理・管理等
業務第二課		保険給付課	傷病手当金、出産・埋葬にかかる現金給付処理等
業務第三課		医療給付課	療養費、高額療養費にかかる現金給付処理等

【お問い合わせ先】※変更はありません

本　　部　業務部　03（3866）2865

多摩支部　業務課　042（521）6611